

第4章 住宅の復興

第4章 住宅の復興

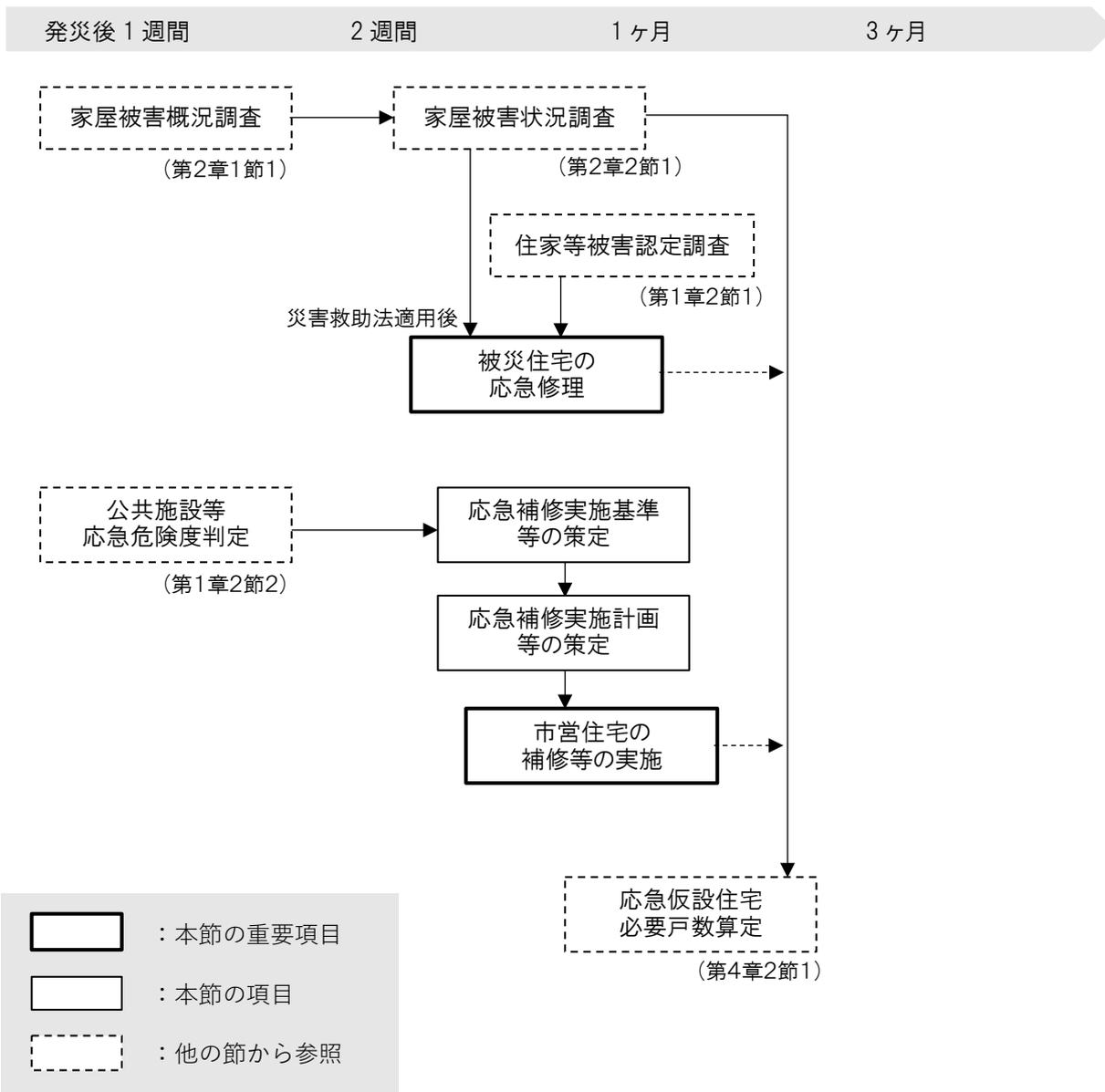
第1節 民間住宅と市営住宅の応急修理	4-1
1 民間住宅の応急修理	4-2
2 市営住宅の応急修理	4-6
第2節 応急的な住宅の整備	4-9
1 応急仮設住宅の供給に係る要請等	4-10
2 応急仮設住宅建設可能用地の確保等	4-12
3 応急仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の提供	4-14
4 市営住宅等の空き住戸の確保	4-16
5 入居者の募集・選定・入居手続	4-18
6 応急仮設住宅等入居者の支援	4-20
第3節 恒久的な住宅の整備	4-23
1 恒久的な住宅の供給可能量・供給量の算定	4-24
2 住宅復興計画の策定等	4-26
3 市営住宅の供給	4-28
4 被災者の円滑な入居	4-30
第4節 自力再建への支援	4-33
1 住宅再建への支援	4-34
2 情報提供・相談体制の整備	4-36

第1節

民間住宅と市営住宅の応急修理

家屋被害を把握し、災害救助法が適用された地域において自ら応急修理が困難な民間住宅に対し、応急修理を行う。
市営住宅についても、被害状況により、応急的な修理が可能なものは応急修理を行う。
その上で、応急仮設住宅の必要戸数を算定する。

■本節に関わる業務の関連フロー

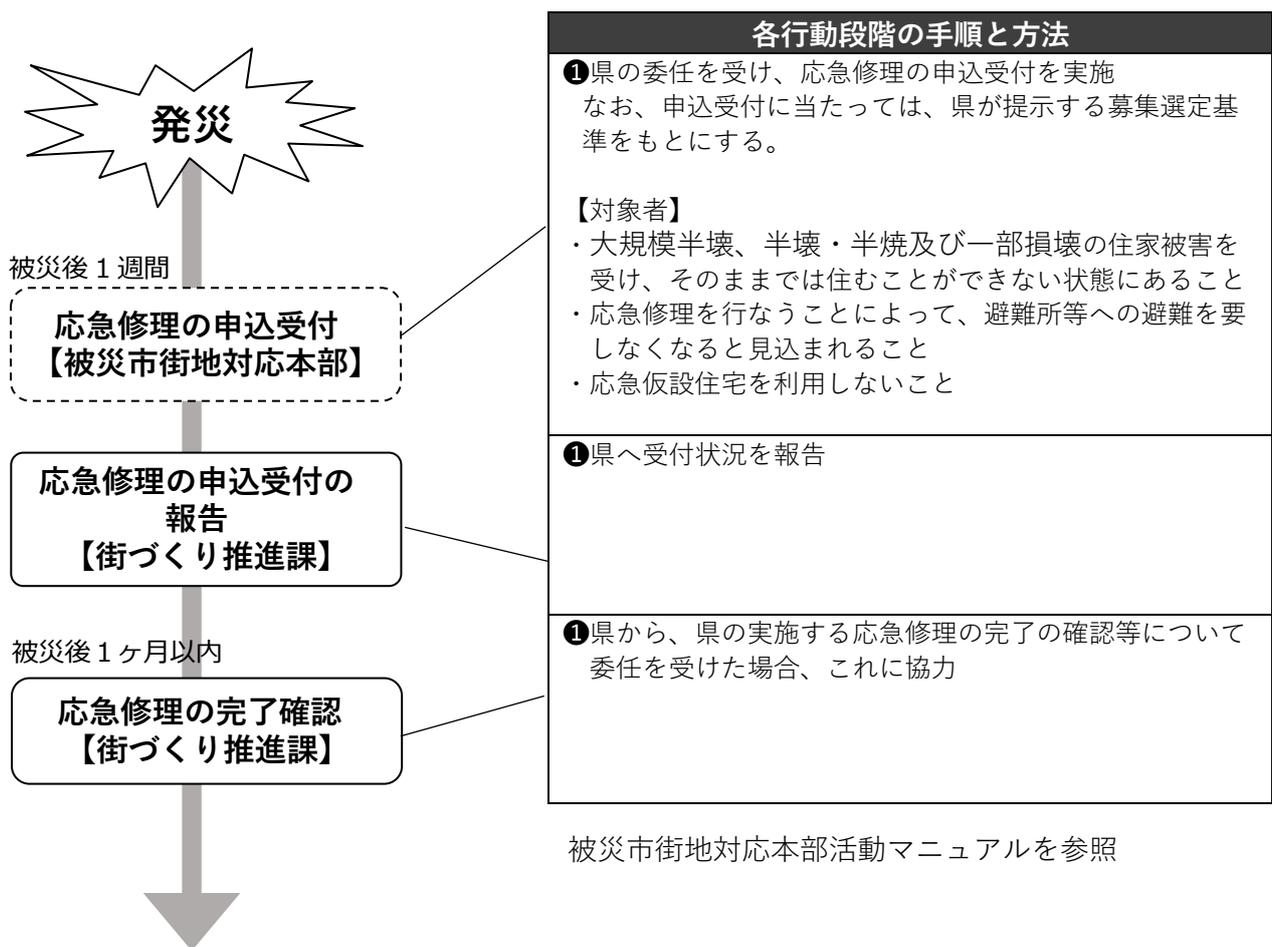


<h1 style="margin: 0;">住宅</h1> <h2 style="margin: 0;">1 節 1</h2>	<h3 style="margin: 0;">第 1 節 民間住宅と市営住宅の応急修理</h3>	
	<h2 style="margin: 0;">民間住宅の応急修理</h2>	
主管課	街づくり推進課	関係部課

《行動のあらまし》

- 災害救助法が適用された地域内において、大規模半壊、半壊・半焼及び一部損壊(半壊に準ずる程度の損傷で、損害割合 10%以上)した民間住宅のうち、利用可能な住家に対し、居住に必要な最低限度の応急修理を行う。
- 県は、応急修理実施要領を決定する。
- 事務委任を受けた市は、被害状況等の情報を収集し、応急修理の受付等を行う。(「応急修理の事務手続きフロー」P4-4 参照)

《行動の手順》 (【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。)





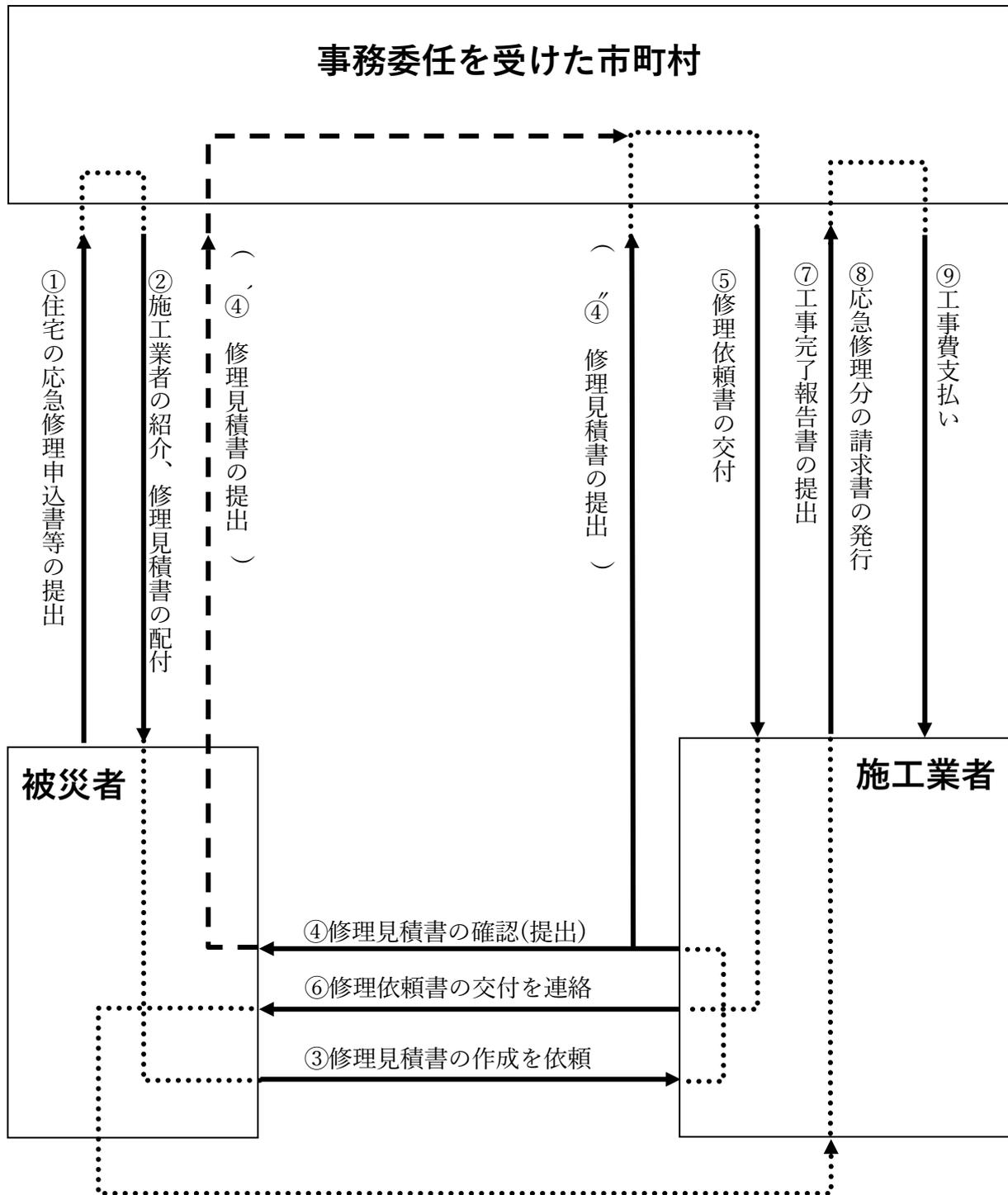
事前準備	
留意事項	<p>◆ 応急修理は基本的に仮復旧工事という位置づけであり現状復旧工事ではないため、希望者に誤解を与えないよう、周知には注意をはらうこと。</p>
検討課題	

この頁に必要な物品

- | | |
|---|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 家屋被害状況調査(地図・調査票) | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 応募者リスト | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

第4章 住宅の復興

応急修理の事務手続きフロー



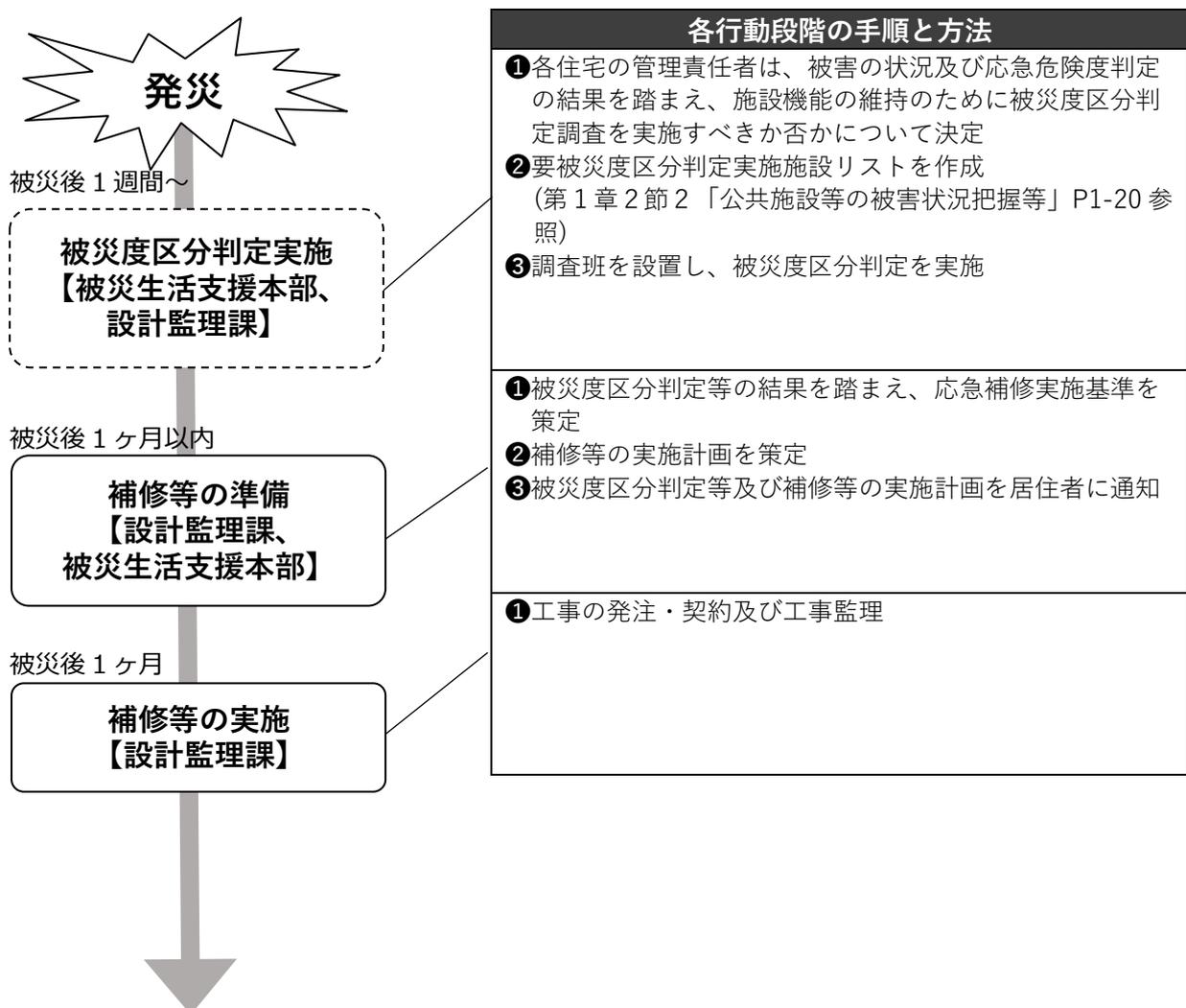
出典：千葉県ホームページ「令和元年台風第15号の被災住宅に対する応急修理について」

<h1 style="margin: 0;">住宅</h1> <h2 style="margin: 0;">1 節 2</h2>	第1節 民間住宅と市営住宅の応急修理		
	<h1 style="margin: 0;">市営住宅の応急修理</h1>		
主管課	被災生活支援本部	関係部課	設計監理課

《行動のあらまし》

- 被災度区分判定により補修・補強が必要とされた市営住宅について、迅速・適切に補修・補強工事を実施する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 要被災度区分判定実施施設リストを作成する。 ◆ 応急補修実施(案)を作成する。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被害状況や補修順位を居住者に説明する。 ◆ 工事施工者名、緊急連絡先を配布する。 ◆ 補修時期等について居住者と施工業者で日程調整を行う。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 借上げ市営住宅の補修・補強の範囲・費用負担の考え方について整理する。 ◆ 補修範囲が広い場合の仮住まいの確保を検討する。 ◆ 居住者の不在時の対応を検討する。

この頁に必要な物品

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>市営住宅の所在地リスト <input type="checkbox"/>設計図面 <input type="checkbox"/>各施設の被害概況データ <input type="checkbox"/>被災度区分判定調査：「震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術基準」(国土交通省住宅局建築指導課) | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>被災市街地対応本部活動マニュアル「被災建築物応急危険度判定班 活動内容」 <input type="checkbox"/>市川市震前判定計画 <input type="checkbox"/>各市営住宅の施設リスト(各室名別ごと) |
|--|--|

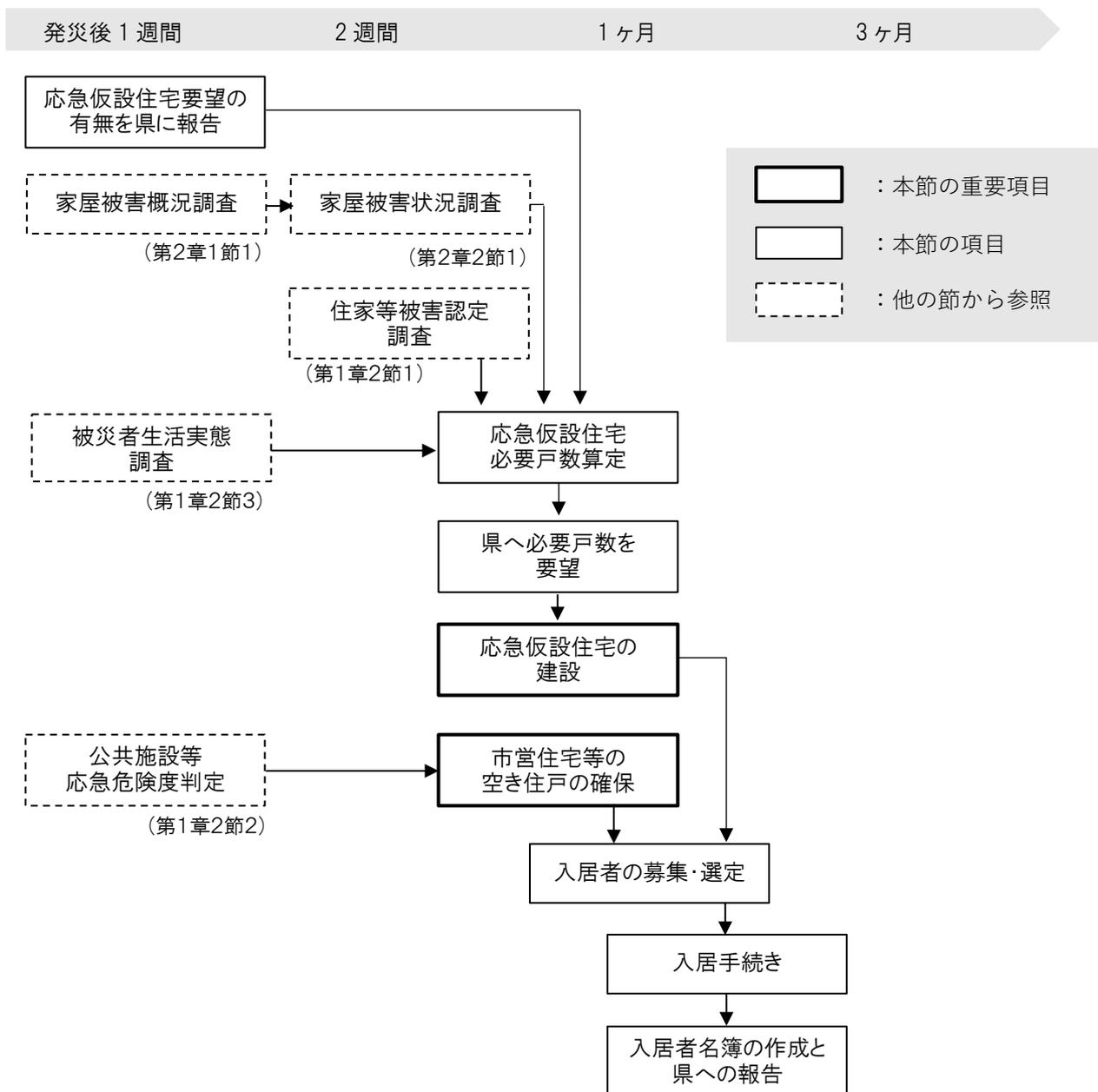
第4章 住宅の復興

第2節

応急的な住宅の整備

被災直後、応急仮設住宅の要望の有無を県に報告する。
 その後、家屋などの被害状況を把握し、応急仮設住宅の必要戸数を算定し、県へ必要戸数を要望する。市営住宅については、利用可能な市営住宅を確保し、県に報告する。
 応急仮設住宅を建設後、順次入居者を募集し入居の手続きを行う。

■本節に関わる業務の関連フロー



住宅

2 節 1

応急仮設住宅の供給に係る要請等

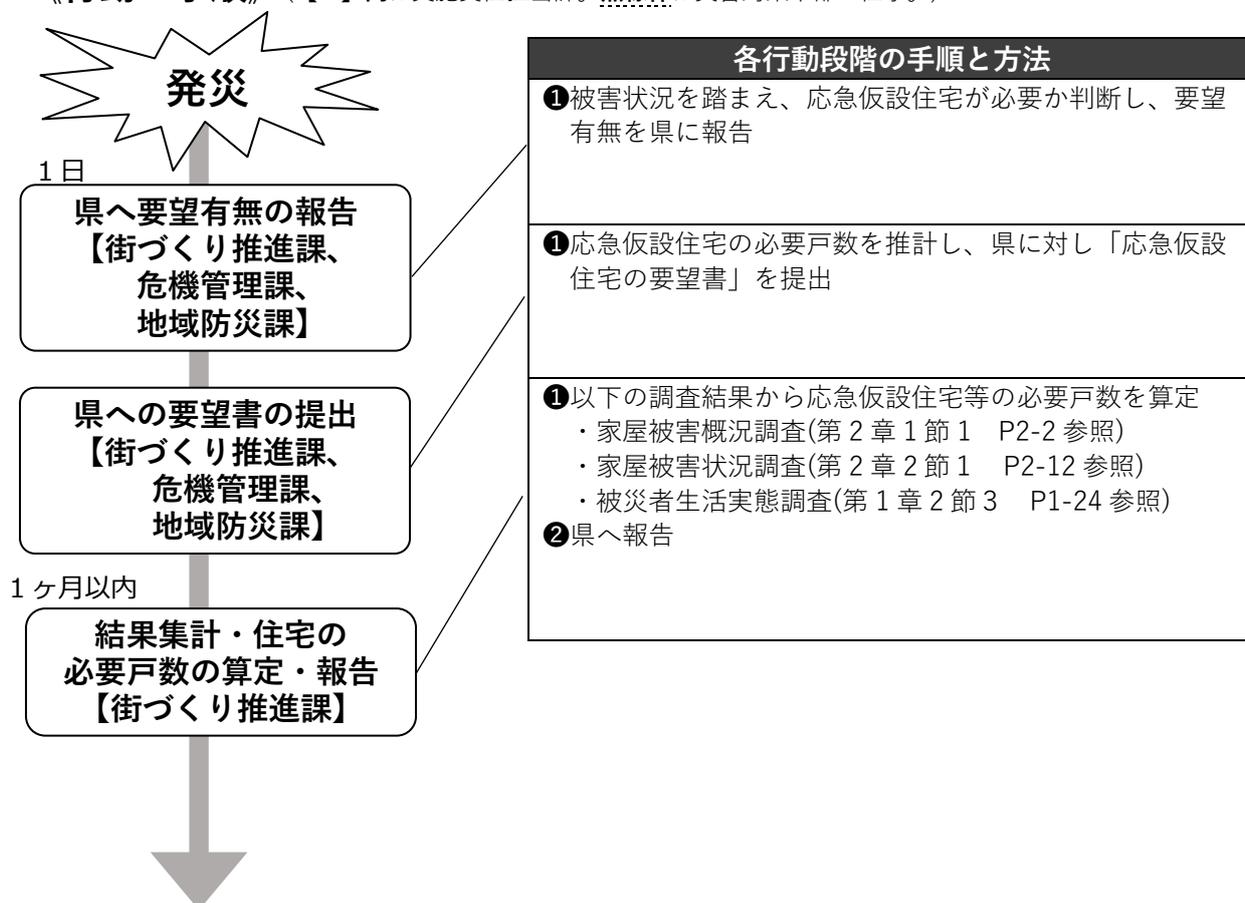
主管課 街づくり推進課

関係部課 危機管理課、地域防災課

《行動のあらまし》

- 市は発災後、速やかに被災状況から応急仮設住宅の設置が必要かどうか判断し、県に応急仮設住宅の要望の有無について報告する。
- 千葉県が法定受託事務として応急仮設住宅の提供を実施し、市町村が県の補助業務を行う。市は、要望戸数を推計(原則として市内の全壊、全焼及び流出世帯数の3割以内)して「応急仮設住宅の要望書」を県に提出する。なお要望戸数は被災状況等に応じて、県へ複数回報告を行う。
- 県は、協力団体に確認した供給可能戸数と、市町村から提出された応急仮設住宅要望書を取りまとめ、応急仮設住宅供給方針を決定する。
- 市は、家屋被害概況調査、家屋・住家被害状況調査、被害者生活実態調査を実施して、応急仮設住宅の必要戸数を算定し、最終必要戸数を県に報告する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	
留意事項	◆ 災害救助法が適用されない場合は、市が応急仮設住宅の建設等を行う。
検討課題	

この頁に必要な物品

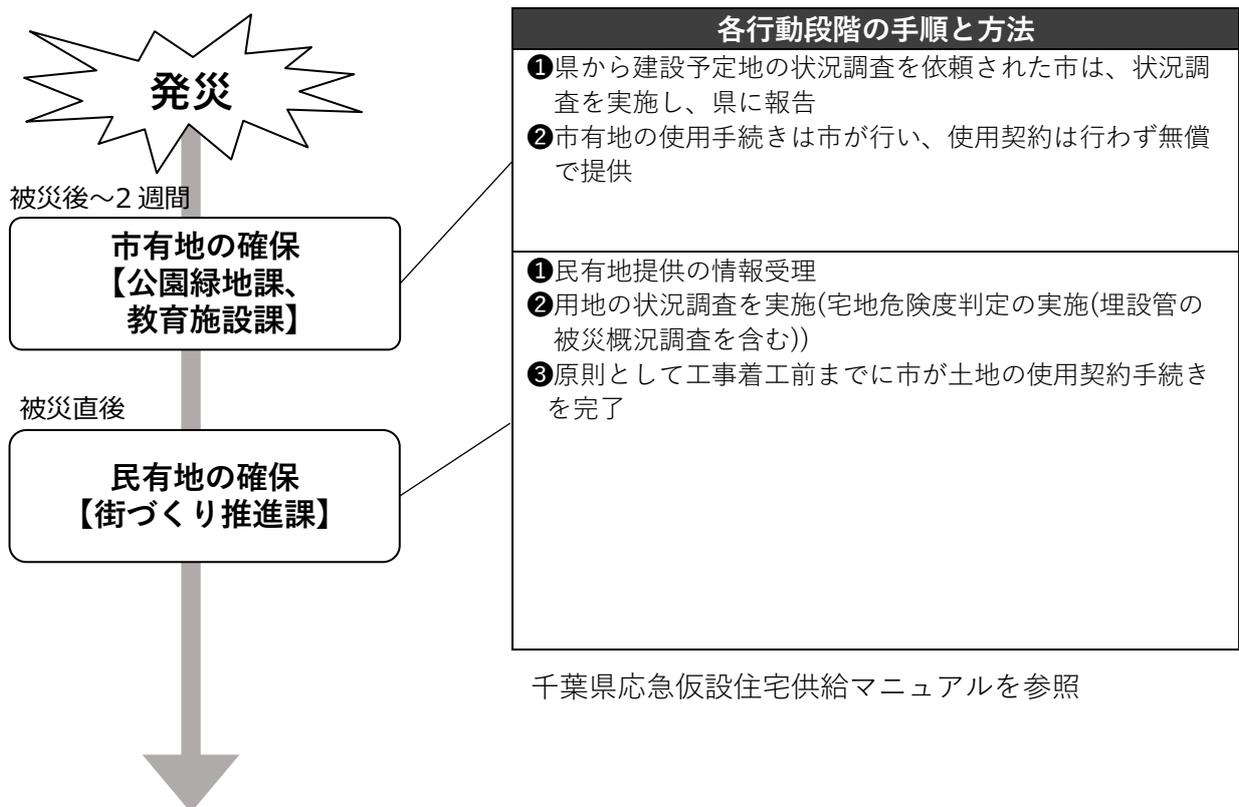
- 市川市被災市街地対応本部活動マニュアル
- 千葉県応急仮設住宅供給マニュアル
- 家屋被害台帳(電子データ)

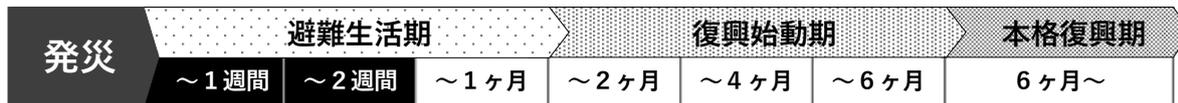
<h1 style="margin: 0;">住宅</h1> <h2 style="margin: 0;">2 節 2</h2>	第 2 節 応急的な住宅の整備		
	<h3 style="margin: 0;">応急仮設住宅建設可能用地の確保等</h3>		
主管課	街づくり推進課	関係部課	危機管理課、地域防災課 公園緑地課・教育施設課

《行動のあらまし》

- 市は、あらかじめ準備してある応急仮設住宅建設候補地リストに登録されている候補地の中から建設適地を抽出し、現地調査等により建設可能と確認できた場合は、速やかにその用地を確保する。
- 抽出にあたっては、地域コミュニティの維持の観点からできるだけコミュニティ単位での入居が可能となるよう、また、被災者の生活圏に近い位置となるよう配慮する。
- 震災発生後、地権者などから、提供の申出があった民有地を使用する場合には、初期段階において所有者等との間で、借地期間や借地料等について契約関係の取決めを明確にする。(第1章5節1「用地の確保・調整」P1-48 参照)

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 応急仮設住宅建設候補地の調査と住民への周知 ◆ 民有地の一時使用に備え、協定案や契約書案を準備
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民有地の賃貸借に係る費用は、応急仮設住宅を管理する市の負担とする。また、原則として企業等が所有する土地のみとし、個人所有は借り上げない。 ◆ 都市復興の分野(時限的市街地等)との調整を行うことに留意する。 ◆ 用地に係る制限等、関係法令の整理をする。 (公園用地を活用する場合、応急仮設住宅が災害救助法適用か否かで都市公園法の占有が可能か異なる場合がある。)
検討課題	

この頁に必要な物品

- 市川市被災市街地対応本部活動マニュアル
- 千葉県応急仮設住宅供給マニュアル
- 応急仮設住宅建設候補地リスト
-

<h1 style="margin: 0;">住宅</h1> <h2 style="margin: 0;">2 節 3</h2>	第 2 節 応急的な住宅の整備		
	<h3 style="margin: 0;">応急仮設住宅の建設、 民間賃貸住宅の提供</h3>		
主管課	街づくり推進課、被災生活支援本部(生活再建支援班)	関係部課	災害対応事務局(地域防災課)、設計監理課

《行動のあらまし》

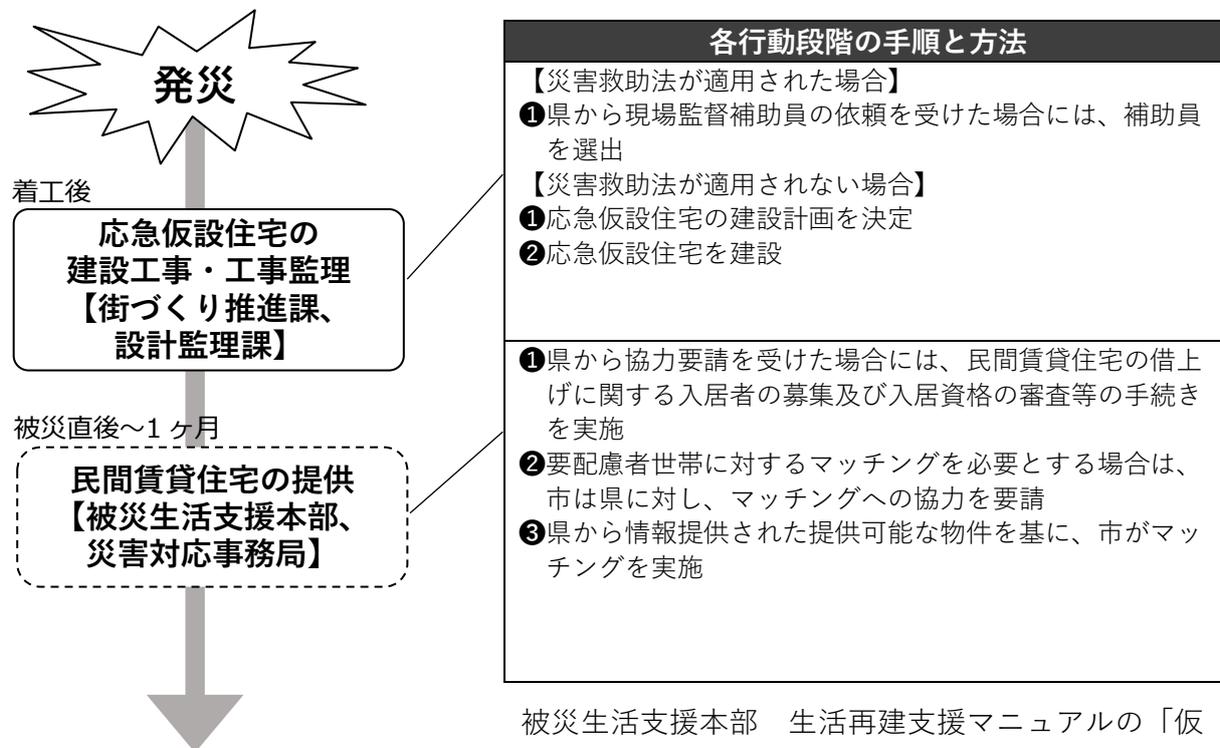
【新規建設】

- 災害救助法が適用された場合、県が応急仮設住宅を建設・提供し、市は県の補助業務(土地の使用契約、完成検査立会等)を行う。
- 災害救助法が適用されない場合もしくはその他の状況により市長がその必要性を認めた場合には、市は応急仮設住宅の建設計画を決定し、応急仮設住宅の建設・斡旋を実施する。
- 市による建設にあたっては、「災害時における支援に関する協定」を締結している建設業者等へ協力依頼する。

【民間賃貸住宅(みなし仮設住宅)】

- 建設による応急仮設住宅を十分に確保できない場合は、県と連携し、借上げによる民間賃貸住宅(みなし仮設住宅)を提供する。
- 県は、事前に作成している協力団体会員名簿に基づき、協力団体に民間賃貸住宅の確保について協力を要請し、応急仮設住宅として借り上げる。市は入居者の募集等に関する事務手続きを行う。(千葉県応急仮設住宅供給マニュアル第6章参照)

《行動の手順》 (【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。)



被災生活支援本部 生活再建支援マニュアルの「仮設住宅グループ」参照



事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民間賃貸住宅の入居までのフローや留意事項等の事務手順を作成する。 ◆ 応急仮設住宅の入居までの市による詳細な事務手順や留意事項を明確化する。 ◆ 応急仮設住宅の住戸数の把握と収容規模、構造等を確認する。 ◆ 応急危険度の仕様を事前に決定しておく。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市による応急仮設住宅の建設にあたっては、必要に応じて団地内の自治活動のための集会施設等を付設する。 ◆ 県が借上げによる民間賃貸住宅(みなし仮設住宅)を提供する場合は、「被災者自らが探す方式」での提供を原則とする。ただし、自ら探すが難しい者がいる世帯(要配慮者世帯)に対しては、「マッチング方式」により借り上げ仮設を提供する。(千葉県応急仮設住宅供給マニュアル第6章参照) ◆ 借上げによる民間賃貸住宅(みなし仮設住宅)の賃料、契約手続きに係る費用は県が負担する。 ◆ 公共施設ごとに、被害状況や補修順位を住人に説明する。 ◆ 工事施工者名、緊急連絡先を配布する。 ◆ 建設業者等へ協力依頼の確認と建設資材や重機等を確保する。 ◆ 被害状況を踏まえた資材等の搬出入計画を確認する。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市による応急仮設住宅の建設にあたって、応急仮設住宅建設候補地リストを基に、応急仮設住宅の間取り、配置計画の事前作成を検討する。 ◆ 敷地に対しての最大住戸数を確認する。

この頁に必要な物品

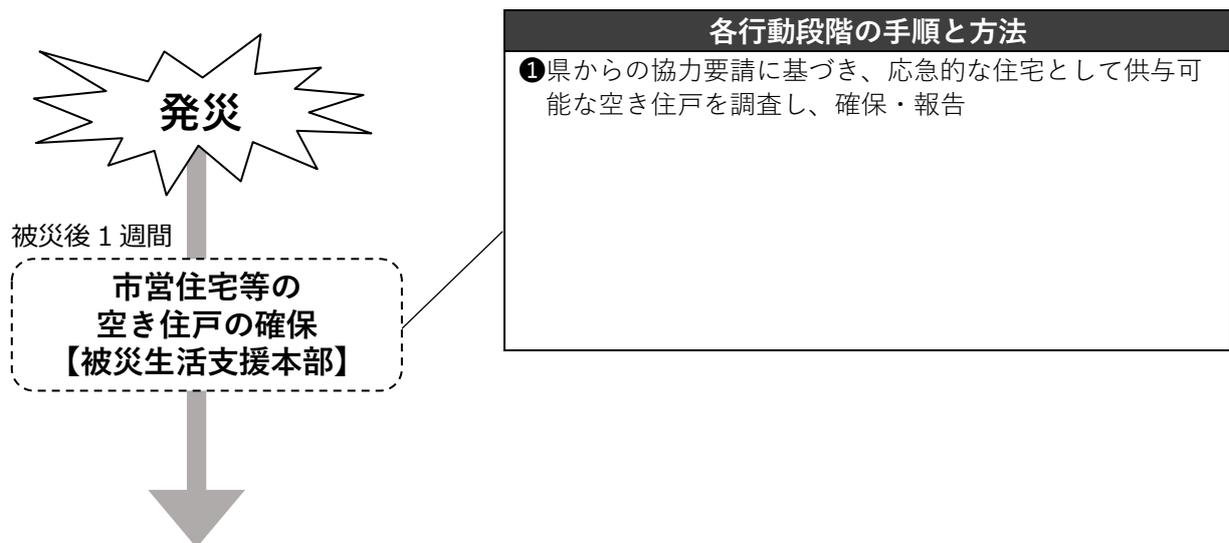
- 千葉県応急仮設住宅供給マニュアル
- 市川市被災市街地対応本部活動マニュアル
- 応急仮設住宅設計図面等

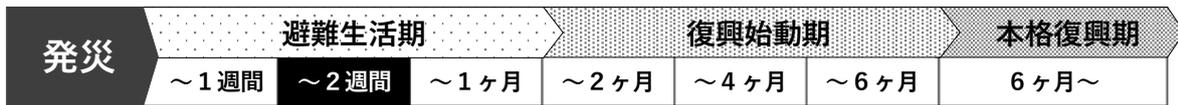
<h1 style="margin: 0;">住宅</h1> <h2 style="margin: 0;">2 節 4</h2>	第 2 節 応急的な住宅の整備	
	<h2 style="margin: 0;">市営住宅等の空き住戸の確保</h2>	
主管課	被災生活支援本部(生活再建支援班)	関係部課

《行動のあらまし》

- 県からの公的住宅等の供与の協力要請を受け、利用可能な市営住宅を確保し、県に報告する。
- 甚大な災害の場合には、県外における公営住宅、公社一般賃貸住宅、都市再生機構住宅等の公的住宅等の供与について、国を通じて協力要請を行い、被災者向け住宅を確保する。
- ※ 東日本大震災では、「平成 23(2011)年東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について(その3)」(平成 23 年 3 月 25 日付社援総発 0325 第 1 号厚生労働省通知)により、被災県でない都道府県が、避難者を受け入れるために公営住宅を活用した場合、応急仮設住宅として国庫負担の対象となる弾力的な措置がとられた。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	
留意事項	◆ 公的住宅等の空き住戸の活用による応急的な住宅の供給は、災害救助法上の「応急仮設住宅」の位置づけではないことに留意する。
検討課題	

この頁に必要な物品

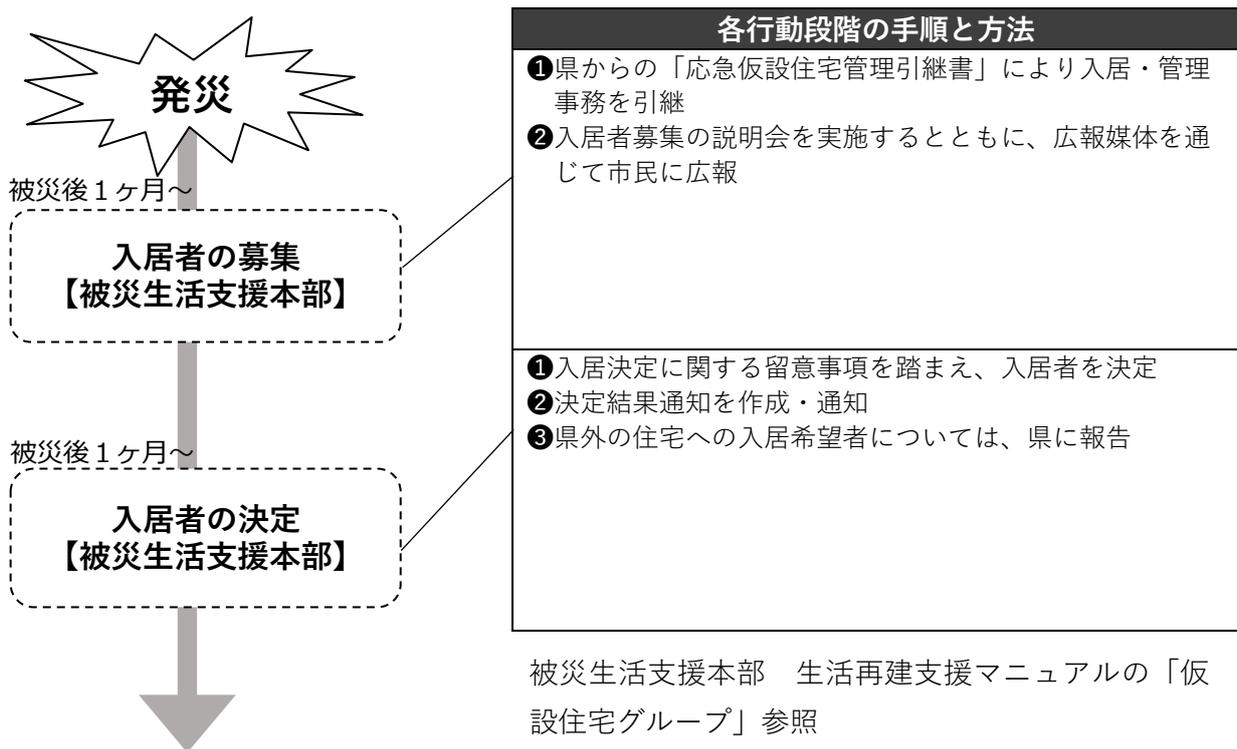
- 市営住宅等の所在地リスト
- 各施設の被害概況データ
-
-

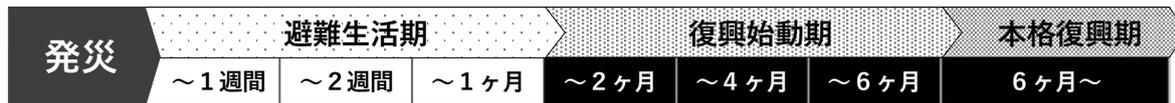
<h1 style="margin: 0;">住宅</h1> <h2 style="margin: 0;">2 節 5</h2>	第 2 節 応急的な住宅の整備		
	<h1 style="margin: 0;">入居者の募集・選定・入居手続</h1>		
主管課	被災生活支援本部(生活再建支援班)	関係部課	

《行動のあらまし》

- 県からの委任を受け、応急仮設住宅の入居・管理事務を行う。
- 「広報⇒募集⇒審査⇒契約・鍵渡し」の流れを進める。
- 入居者募集の説明会を実施するとともに、広報媒体を通じて市民に広報する。
- 復興相談所で入居者を募集する。
- 県外において他府県が確保した応急仮設住宅等は、県からの入居者の募集・選定事務の依頼に基づき、他府県等が受付事務を行う。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 応急仮設住宅入居者選定基準(案)を策定する。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 入居希望者数や供給住宅戸数の状況により、段階的に募集・選定を実施する。 ◆ 入居者の決定は、要配慮者や地域コミュニティに配慮する。 ◆ 高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅については、個別に受けけるとともに、福祉班と連携して入居者を決定する。 ◆ 説明会は夜に行うなど、被災者に配慮する。
検討課題	

この頁に必要な物品

- 千葉県応急仮設住宅供給マニュアル
- 市川市被災生活支援本部生活再建支援マニュアル
- 応急仮設住宅設置箇所図
- 応急仮設住宅入居者選定基準

住宅
2節6

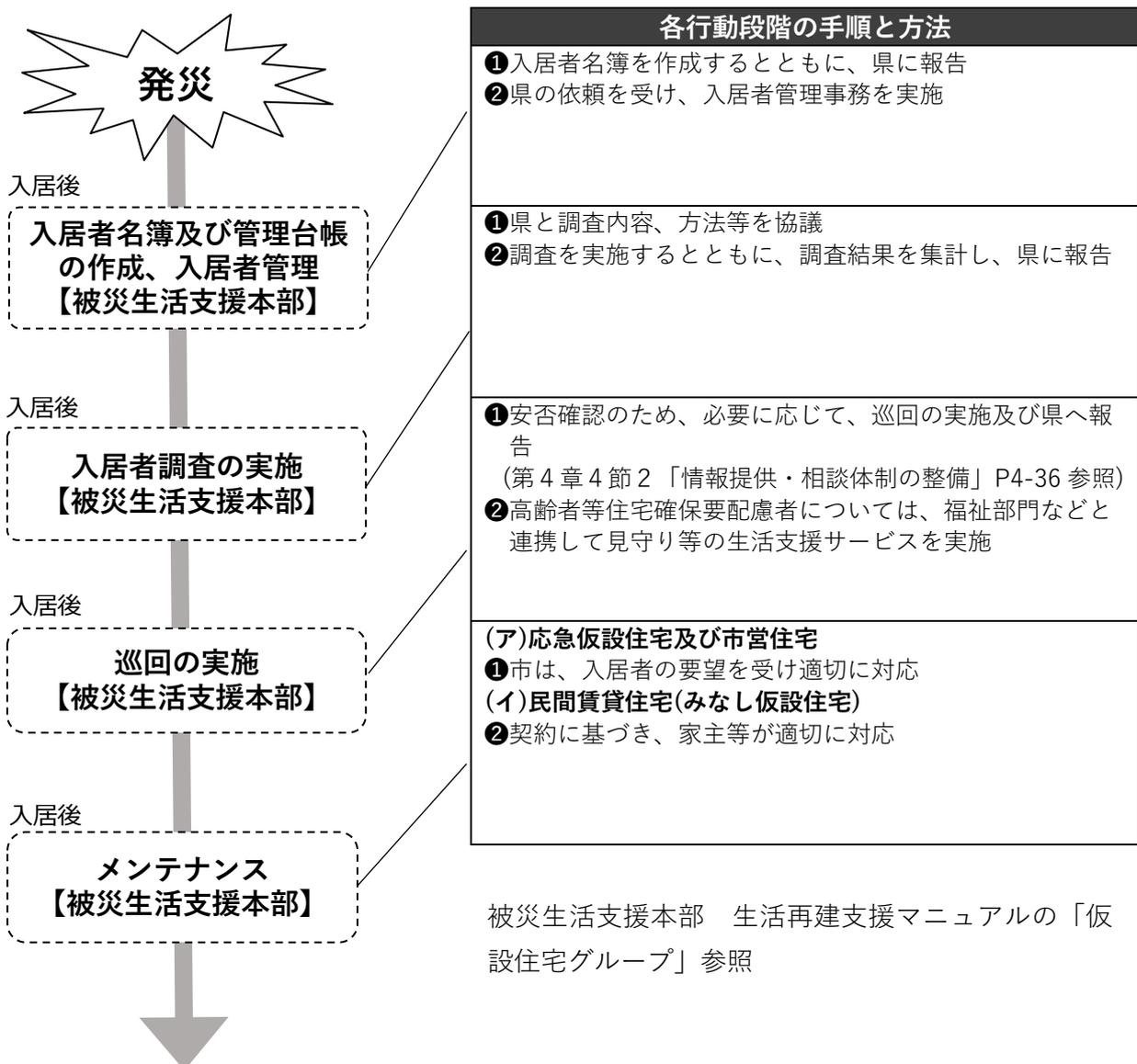
応急仮設住宅等入居者の支援

主管課	被災生活支援本部(生活再建支援班)	関係部課	
-----	-------------------	------	--

《行動のあらまし》

- 県からの入居者管理事務の依頼を受け、市は、応急仮設住宅の入居者に対して、その安否確認を行う。その際、市は被災者生活実態調査データを活用し、応急仮設住宅支援員などにより、生活支援サービスを実施する。
- また、入居者の改善要望等に対応するとともに、退去後の自力での住まいの確保への支援を行う。(第4章4節1「住宅再建への支援」P4-34 参照)

《行動の手順》(【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。)





事前準備	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 入居者が地域内で孤立しないように、周辺住民との交流に配慮する。 ◆ 高齢者や単身入居者等孤立しがちな者にも各種保健福祉サービス等の提供が行われるよう配慮する。 ◆ 設置戸数によっては、自治会の育成に配慮する。 ◆ 入居者調査の調査内容、方法について県と調整する。 ◆ 民間賃貸住宅への入居の場合は、県が家主等の指定する方法で家賃を支払い、退去時の現状回復は入居者が行うこととなる。
検討課題	

この頁に必要な物品

- 市川市被災生活支援本部生活再建支援マニュアル
- 被災者生活実態調査データ
- 入居者名簿
- 入居者調査票

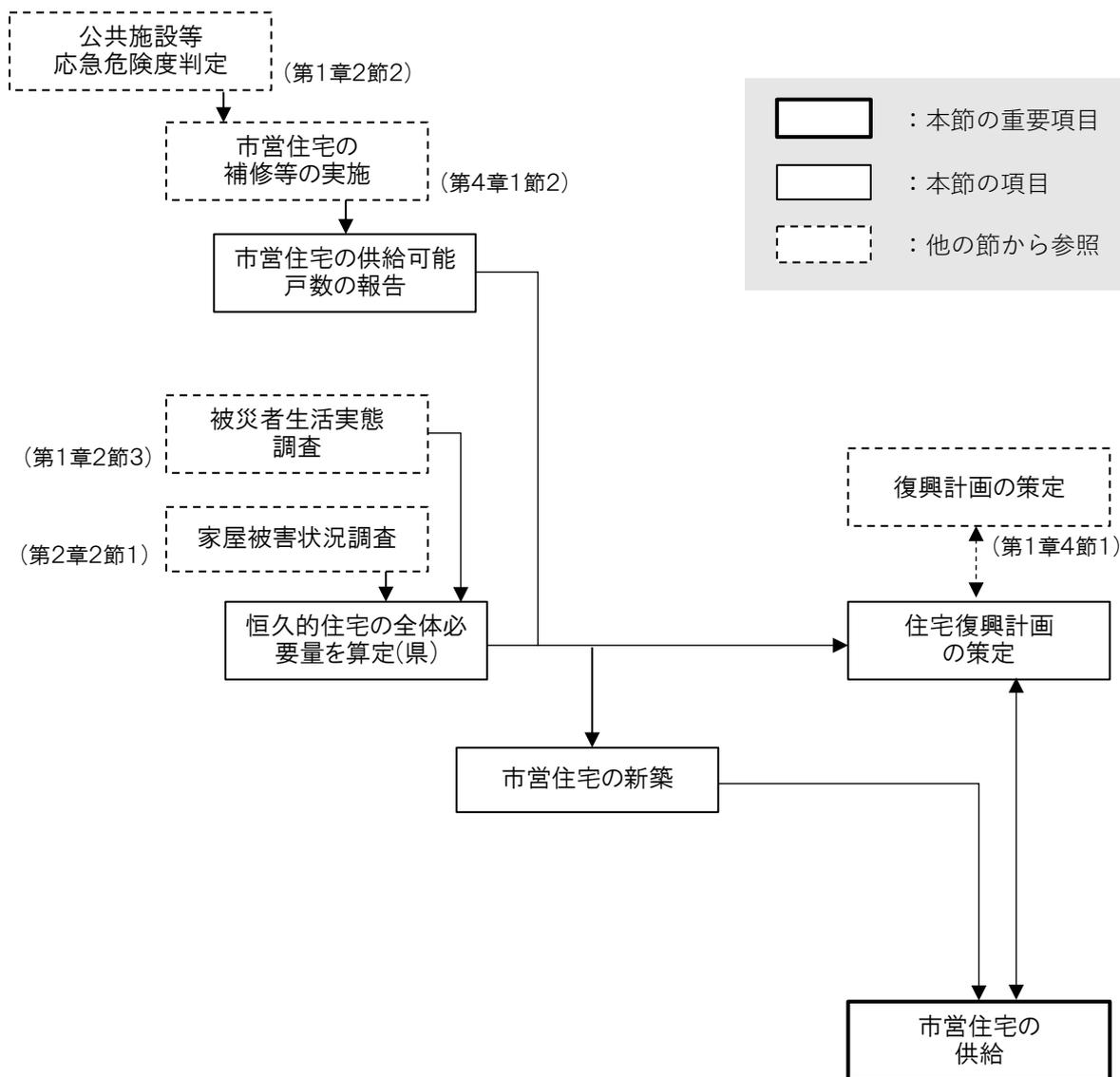
第4章 住宅の復興

第3節

恒久的な住宅の整備

市営住宅の供給可能量と、家屋被害状況等の調査から算定される恒久的住宅の必要量を踏まえて、県の復興計画とも整合を図りながら、住宅復興計画を策定し公表する。
 なお住宅復興計画は、復興期における市川市の住宅施策のマスタープランとなる。

■本節に関わる業務の関連フロー



住宅
3節1

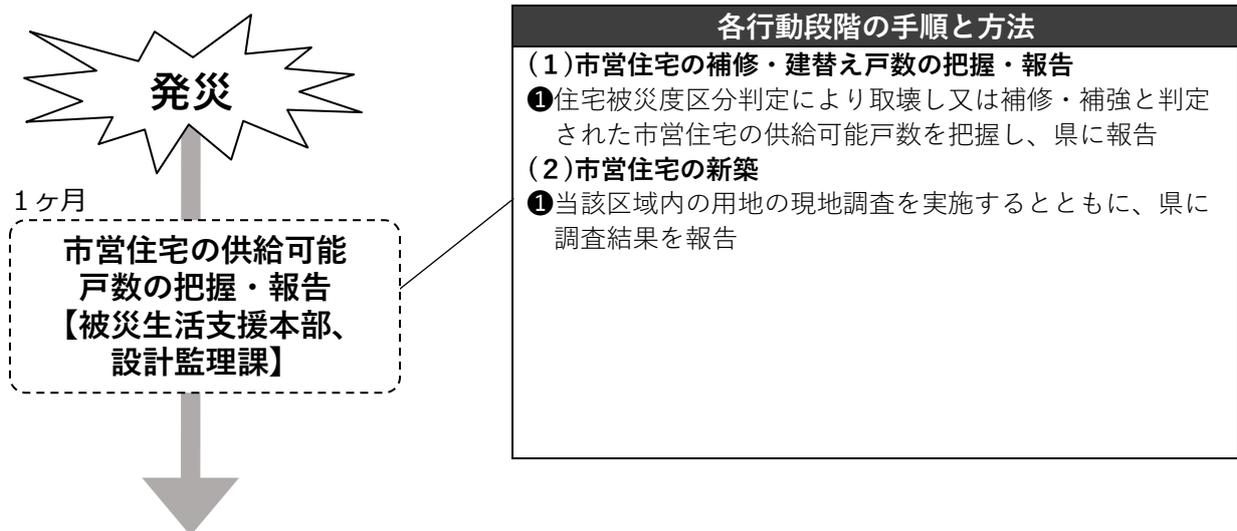
恒久的な住宅の供給可能量・供給量の算定

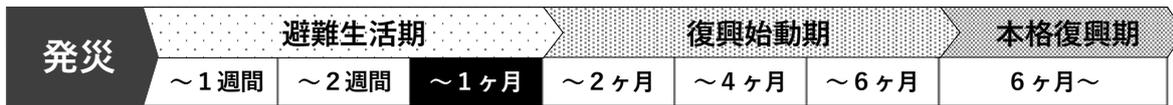
主管課	被災生活支援本部(生活再建支援班)	関係部課	設計監理課
-----	-------------------	------	-------

《行動のあらまし》

- 市は、市営住宅の建替え・補修・新築による供給可能戸数を調査し、県に報告する。
- 県は、これらの報告により、以下の算出を行う。
 - ①恒久的住宅の供給主体別(公・民)の供給可能戸数
 - ②家屋被害状況調査や被災者生活実態調査の分析による恒久的な住宅の全体必要戸数
 - ③上記①②の算出結果に基づく地域別・タイプ別供給戸数

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 利用可能敷地の検討及び調査を行い、リストを作成する。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住宅復興計画の策定に係る準備(第2章2節1「家屋被害状況調査」P2-12 参照、第4章3節2「住宅復興計画の策定等」P4-26 参照)となる。 ◆ 公営住宅法には災害公営住宅の事業主体の規定がないことから、県と市で整備・管理主体を協議・調整しながら供給量を決定する。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共敷地及び建て替え計画地を想定し、計画地ごとに住戸数をあらかじめ計画しておく必要がある。 ◆ 利用可能な敷地及び建設費の確保について検討する。

この頁で必要な物品

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

住宅
3節2

住宅復興計画の策定等

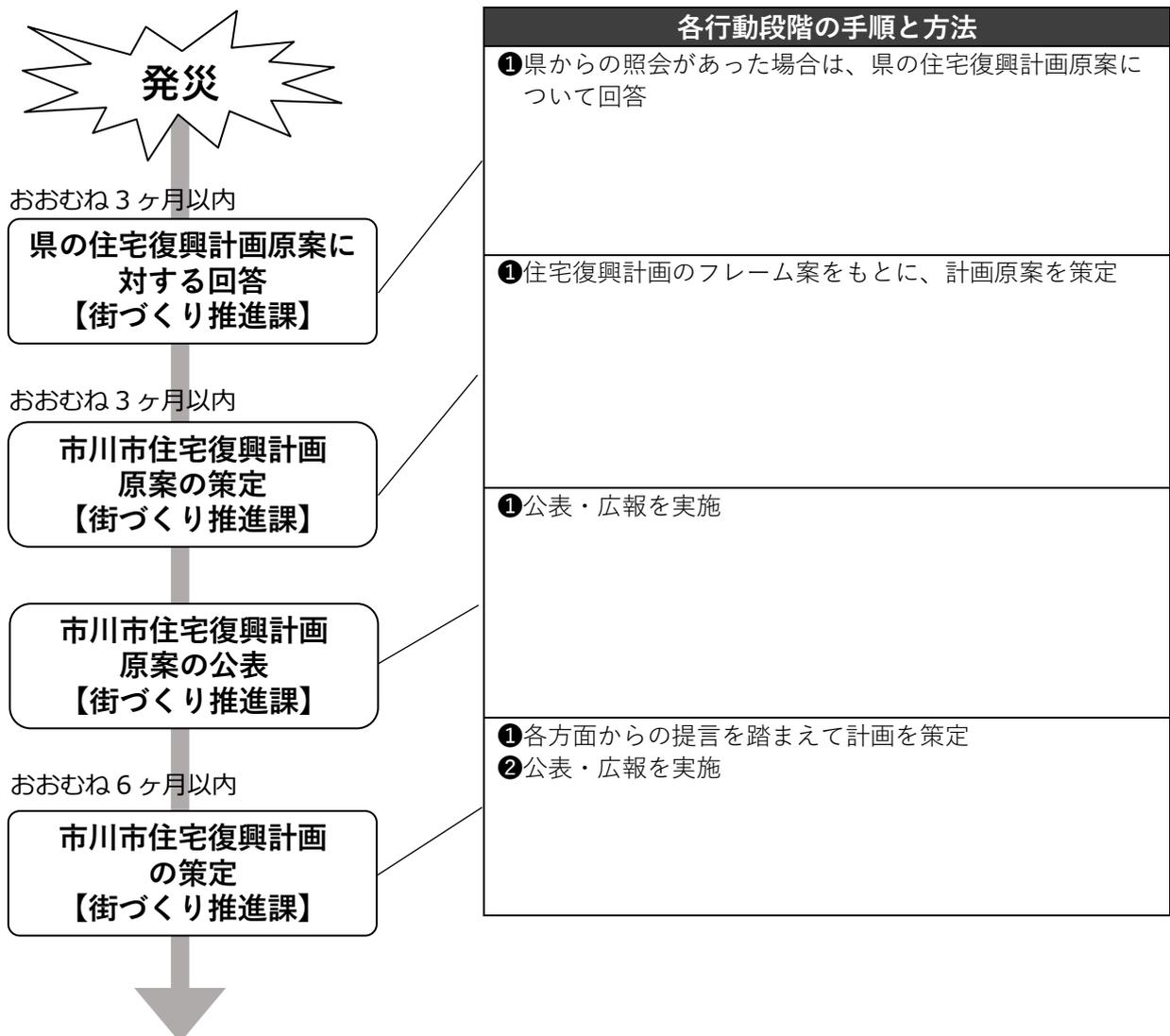
主管課 街づくり推進課

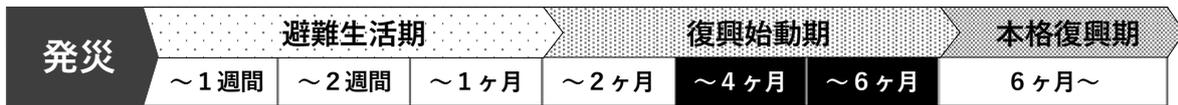
関係部課

《行動のあらまし》

- 市川市住宅復興計画の策定に当たり、県の住宅復興計画との整合を図る。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住宅復興計画のフレーム案を事前に作成しておく。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住宅復興計画は、県が策定する住宅復興計画と十分な調整を行うこと。 ◆ 市全体の復興計画の一部を担うものであることから、他の計画等とも整合を図ること。
検討課題	

この頁に必要な物品

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

住宅

3節3

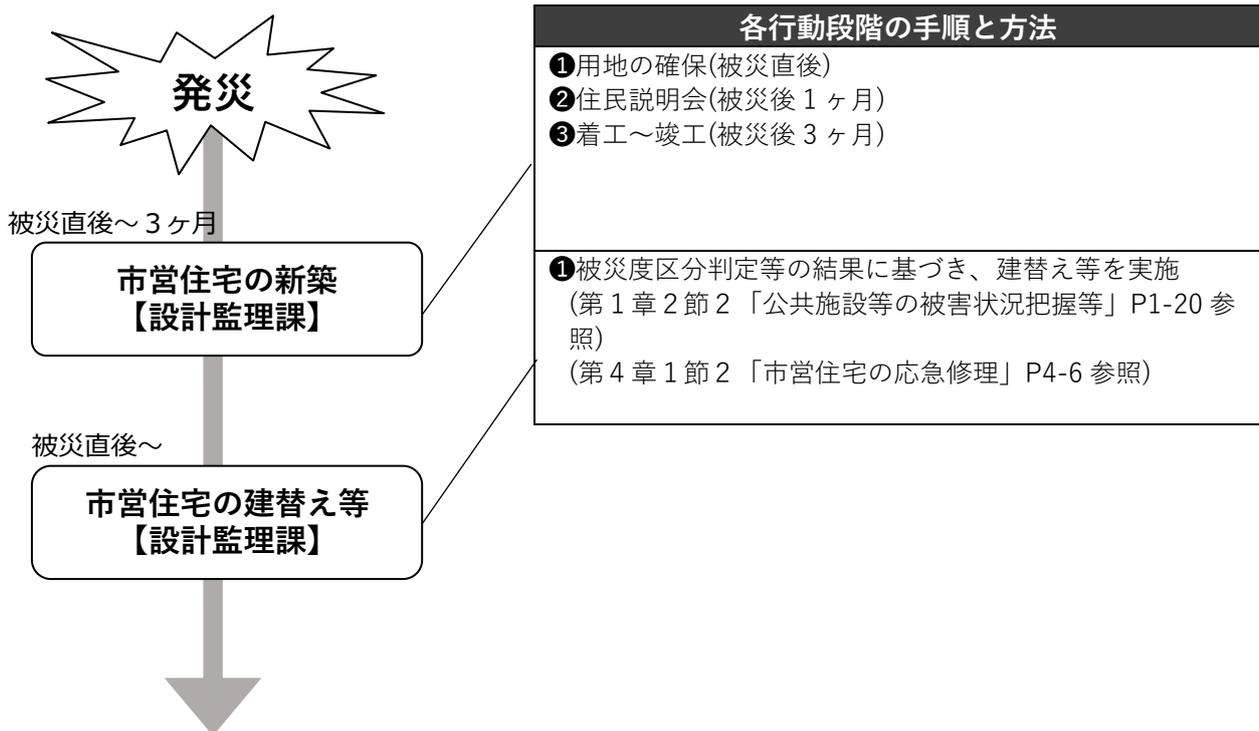
市営住宅の供給

主管課	被災生活支援本部(生活再建支援班)	関係部課	設計監理課
-----	-------------------	------	-------

《行動のあらまし》

- 市営住宅の供給に際しては、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案した上で、広域的、長期的な視点に立って施策を推進する。
- 各種支援の施策によってもなお自力での住まいの確保が困難な被災者に対しては、災害公営住宅の供給を図る。
- 被災度区分判定等により、建替えが必要となった市営住宅については、速やかに建替え等を行う。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 建設に当たり、計画地に既存建物等の状況を把握すること。 ◆ 建設可能敷地の検討及び調査を行い、リストを作成する。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新築・建替えに際して、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案した上で検討する。 ◆ 公共施設ごとに、工事概要を住民に説明する。 ◆ 建設を踏まえ、近隣住民に説明する。 ◆ 市営住宅の建設には、社会福祉施設等の併設などにも配慮する。 ◆ 災害公営住宅の建設には、公営住宅法による国の補助の特例が利用できる場合があることに留意する。 ◆ 住民説明会の開催の際には、平時の公営住宅等の建築の例に準じる。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 1棟何世帯を想定しておくか、担当課と計画を立てる。 ◆ 市営住宅の新設については、被害状況から世帯数等を設定して計画するのか、将来の世帯数の推計から計画し標準型の設計をするか検討する。

この頁で必要な物品

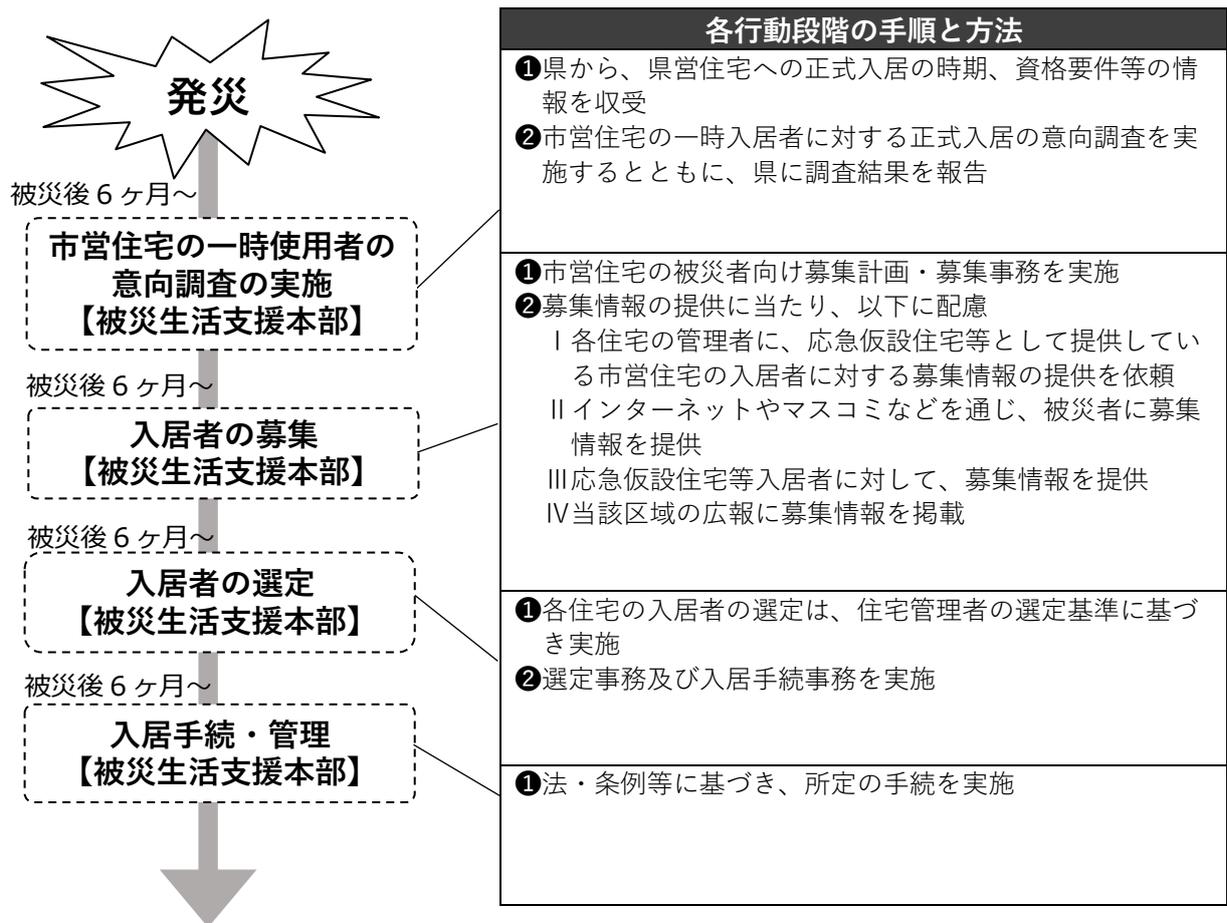
- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

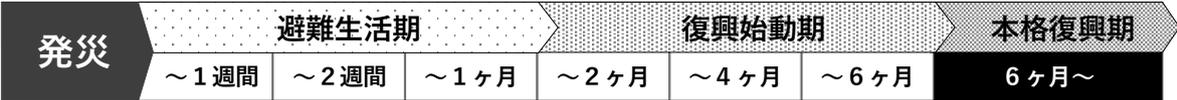
<h1 style="margin: 0;">住宅</h1> <h2 style="margin: 0;">3 節 4</h2>	第3節 恒久的な住宅の整備	
	<h1 style="margin: 0;">被災者の円滑な入居</h1>	
主管課	被災生活支援本部(生活再建支援班)	関係部課

《行動のあらまし》

- 応急仮設住宅等として市営住宅を一時使用している入居者に対して、意向調査を実施した上で、一定の要件を満たす入居者について、一時使用から正式入居へ移行し、居住の安定を図る。
- 上記以外の市営住宅の入居募集に当たっては、被災者に対して募集情報を迅速かつ確に伝達する。入居者の選定については、住宅に困窮する者のうち、高齢者や障がい者などを優先する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	
留意事項	◆ 入居者選定は、住宅団地などの従前コミュニティの維持や、従前居住地からの距離、多様な世代の混在するコミュニティの形成などにも配慮する。
検討課題	

この頁で必要な物品	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

第4章 住宅の復興

第4節

自力再建への支援

住宅復興に当たっては、自力による復興を基本とし、被災者による自力再建を側面から支援する施策の充実を図る。

また、住宅に関する情報提供や相談へのニーズは、被災直後の応急対策から本格的な復興期に至るまで継続的に生じる。関係団体等と連携・協力を図り、こうしたニーズに対応する体制を整備する。

住宅
4節1

住宅再建への支援

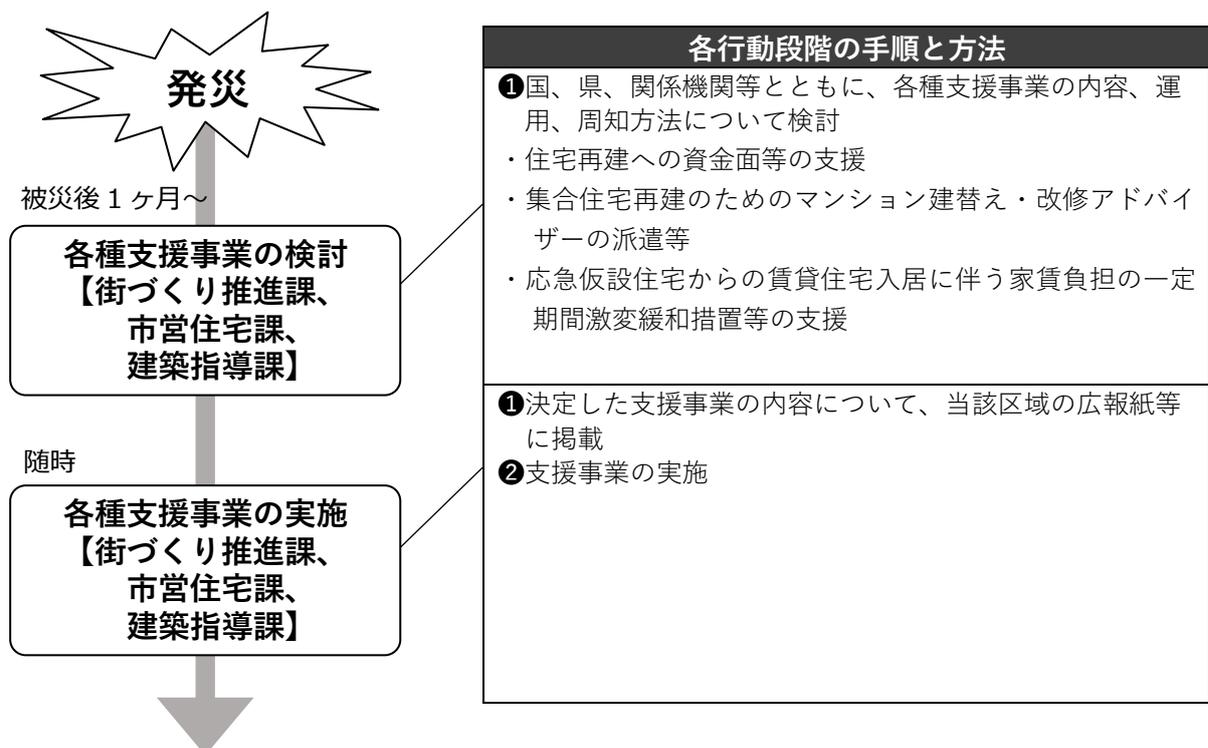
主管課 街づくり推進課、市営住宅課

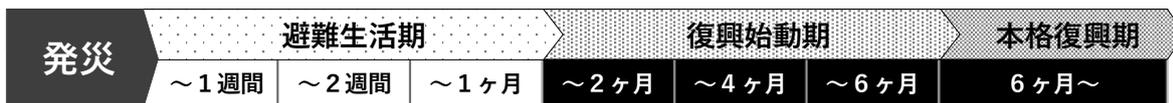
関係部課 建築指導課

《行動のあらまし》

- 被災者の住宅再建に関する支援制度について検討を行う。
- 特に被災後においては、平時と比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、復興基金等を活用しながら、関係機関と連携して支援する。
- 決定した支援事業について募集情報の掲載等を行う。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	◆ 過去の災害における他自治体の支援制度を整理する。
留意事項	◆ 民間住宅に対する再建支援は、住宅金融支援機構の融資対象となるか確認する。
検討課題	

この頁に必要な物品

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

住宅
4節2

情報提供・相談体制の整備

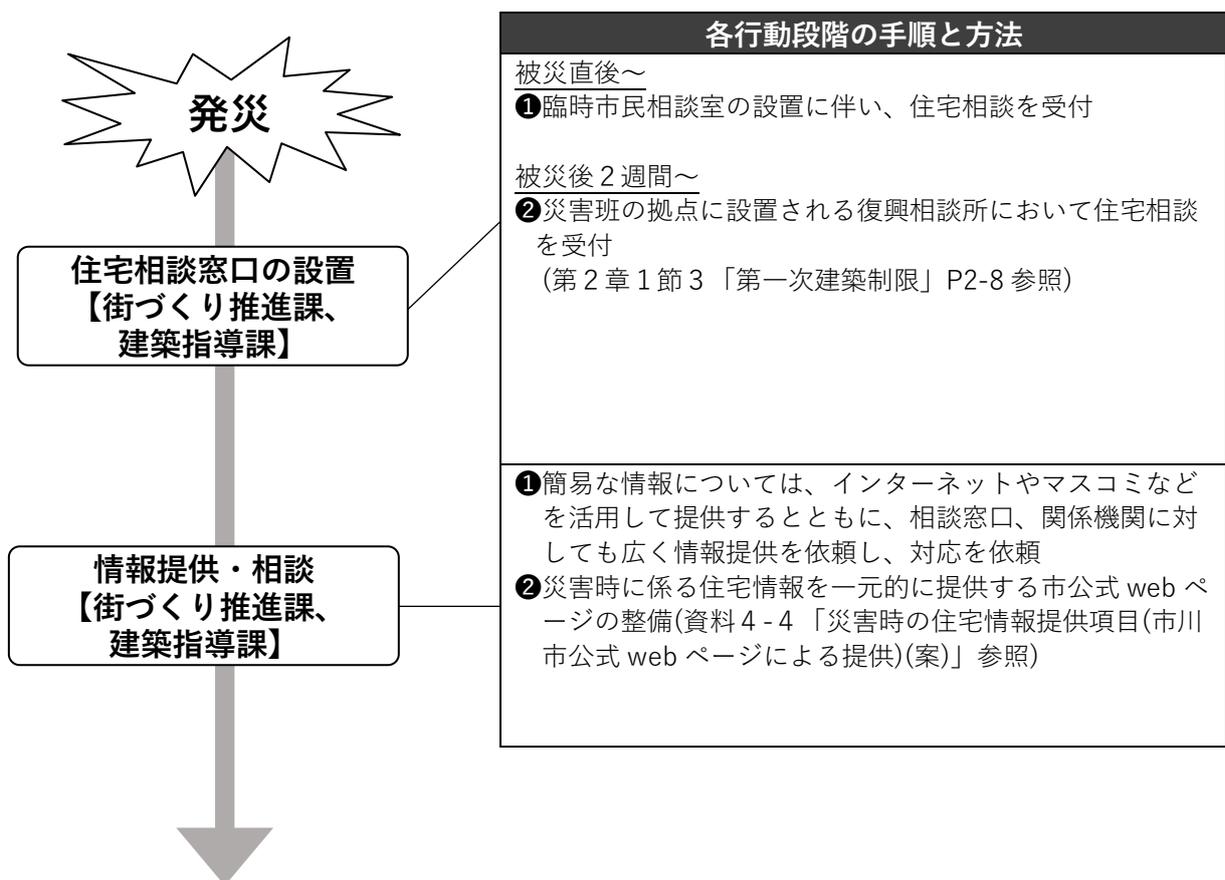
主管課 街づくり推進課

関係部課 建築指導課

《行動のあらまし》

- 住宅に関する情報提供や相談へのニーズは、被災直後の応急対策から本格的な復興期に至るまで継続的に生じる。
- こうしたニーズに対応し、被災者の自力での住まいの確保を促進するため、復興相談所において住宅相談を受け付けるなど、関係団体等と連携・協力を図りながら、応急仮設住宅等への入居から住宅再建に至るまでの各種事業等の情報提供や相談を行う。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 応急仮設住宅等の入居者に対し、住宅再建のための情報提供に努める。 ◆ 住宅相談窓口の設置において、建築制限の内容を十分に理解している職員を配置する。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相談窓口の役割分担や県との連携による被災者のための総合的な相談窓口の設置について検討する。 ◆ 住宅相談窓口の人員配置について検討する。

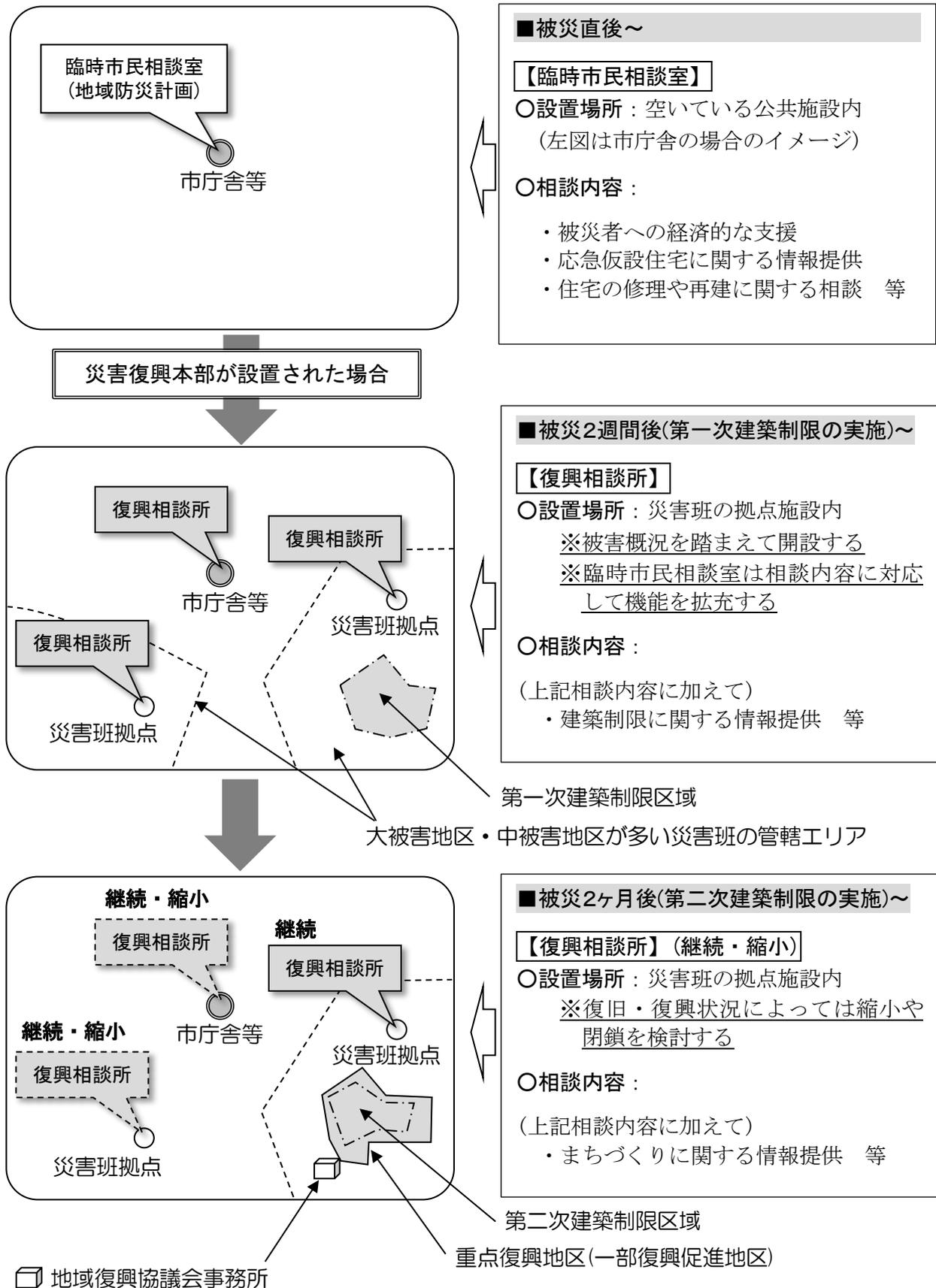
この頁に必要な物品

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 都市計画マスタープラン | <input type="checkbox"/> 都市復興基本計画 |
| <input type="checkbox"/> 復興対策基本図 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 復興対象地区区分図 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 都市復興基本方針 | <input type="checkbox"/> |

第4章 住宅の復興

〔再掲〕 復興相談関連の流れ(イメージ)

※臨時市民相談室を市庁舎に開設した場合のイメージ



※地域復興協議会とは、地域住民が立ち上げた組織。

※既存公共施設に設置し、協議会は復興まちづくりの情報提供等を行う。市は必要に応じて職員・専門家を派遣する。(第3章2節1「協議会事務所の開設」P3-18参照)